令和4年6月期和泊町農業委員会定例総会議事録

- 1. 開催場所 和泊町役場 2階会議室 令和4年6月23日(木) 午前9時~
- 2. 出席委員(13人)

委員	2番	大福	富一
委員	3 番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久 富	康之介
委員	8番	山 田	定美
委員	9番	玉 野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳 永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄 治
推進委員	1番	加納	秋一
推進委員	2番	早川	直
推進委員	3 番	田浦	克吉
推進委員	4番	東	秀光
推進委員	5番	川間	哲志

3. 議事日程

推進委員

推進委員

推進委員

推進委員

推進委員

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第19号 農用地利用集積計画(基盤法)の作成について 議案第20号 農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について 議案第21号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について 議案第22号 あっせん譲受け候補者名簿(仁志字)の修正及び追加について

6番 重村

7番

8番

9 番

安治

外山 安孝

亘 幸世

大江 義仁

10番 前田 洋一

4. 報告

- ① 合意解約に関する報告について
- ② 相続の届出に関する報告
- ③ 時効取得に関する報告について

5. その他

(1)次期総会について

日時:令和4年7月22(金)午前9時~

場所:和泊町役場(結いホール) 議案提出締切日:7月14日(木)

現地確認調査日:7月15日(金)午後1時30分時から

議案発送日 : 7月19日 (火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大吉 憲仁 事務局次長 西村 雄次 事務局主査 先山 照子 任用職員 中野 碧

9:00~ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和4年6月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。
会長	おはようございます。本日平田委員が体調不良で欠席のようです。 あと、先月農業者年金受給者会役員会がありまして今年の総会は中止とい う事になりました。公有財産審査会にも参加してきました。以上です。
事務局	ありがとうございました。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第 5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願 いしたいと思います。
議長	はい、それでは進めていきたいと思います。議事録の署名委員を玉野委員、谷山委員、私の3名でいきたいと思います。よろしいですか。(はいの声) それでは、議案に入りたいと思います。議案の第17号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議を求めます。説明をお願いします。
事務局	はい,説明します。申請番号1番 権利の書類が所有権の移転になります。土地の所在が西原字水附〇〇普通畑 農振農用地 929㎡ 他1筆合計面積が5,238㎡ 譲渡人が大字西原にお住まいの〇〇氏 譲受人が大字西原にお住まいの〇〇氏です。申請事由が息子さんへの贈与です。申請番

	号2番 権利の書類が所有権の移転になります。土地の所在が大字大城皆川竿〇〇 普通畑 農振農用地 3,003㎡他1筆 合計面積3,648㎡ 譲渡人が大字大城にお住まいの〇〇氏 申請事由がその他の資金の為 譲受人が大字大城にお住まいの〇〇氏 申請事由が経営規模拡大の為で,農業委員による売買のあっ旋になります。反あたり74万4千円になります。申請番号3番 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が玉城字後袋 〇〇 普通畑 農振農用地 2,435㎡ 譲渡人が愛知県蒲郡市にお住いの〇〇氏 申請事由がその他の資金の為。譲受人が大字玉城〇〇にお住いの〇〇氏 申請事由が経営規模拡大の為で,農業委員による売買のあっ旋になります。反あたり60万円になります。これらの申請は農地法第3条第2項各項に該当しないと思われる為許可要件をすべて満たしている
	と思われます。審議をお願いします。
議長	はい、それでは申請番号1番からいきます。久富委員補足などありますか。
久富委員	特にはありません。
議長	はい、申請番号2番谷山委員補足などありますか。
谷 山 委員	はい、娘さんと二人暮らしで仕事をしてたんですが体調不良で生活が 厳しいという事です。
議長	はい、申請番号3番玉野委員補足などありますか。
玉野委 員	特にはありません。
議長	はい、なにか質問等ありますか。 (なしの声) それでは承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いしま す。 (全委員挙手) 全委員賛成という事で許可します。それでは次にいきたいと思います。議 案の第18号農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の 規定による許可申請を受理したので審議をお願いします。説明をお願いし ます。
事務局	はい、それでは説明いたします。整理番号1番土地の所在が大字和後原〇〇 畑 1,181㎡ 自作地 譲渡人が大字和にお住まいの〇〇さん 変更後の転用計画は農用資材・肥料置場・農用車両置場・農用機械・機具置

場・通路となっております。権利の種類が使用貸借となっております。譲 受人が大字和にお住いの○○さんです。対価は無償となっております。用 途変更済みとなってます。それでは次のページ5ページの意見書を説明い たします。農地転用に関する許可基準からみた意見という事で農地の区分, こちらは農用地区域内農地となってます。許可基準に定める農地の区分と いたしまして農用地利用計画指定用途になっております。該当事項とした 判断理由といたしまして、和集落の北東に位置し、主にジャガイモ等の栽 培が行われてる農地である。申請地周辺は10ha以上の農地の広がりが見 られる, 町が定めた農用地区域内農地に指定されている。面積がその他で 1,181㎡割合としまして100%です。次の検討事項説明致します。1農地の 区分と転用目的,申請地が甲種農地,第1種農地又は第2種農地である場 合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは その理由。こちら1に対して申請地は、農用地区域内農地と判断される、 不許可の例外である農業用施設に該当する。2番資力及び信用 資金の調 達については、自己資金を計画しており金融機関の残高証明書において、 資力に問題はないと認める。3番転用行為の妨げとなる権利を有する者の 同意状況 法定小作人を含め転用行為の妨げとなる権利を有する者はいな い。4番申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性 申請人は、輸送 野菜とサトウキビの複合経営をしている。転用計画からして遅滞なく供す ることの確実性はある。7番計画面積の妥当性 申請地に農用資材・肥料 置場・農用車両置場・農用機械・機具置場及び通路を設置するに1,181㎡ は妥当である。9番周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無 除計画書記載の措置をとるため支障はないものと認める。11番法令(条例 を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進歩状況 土地改 良投資用地ではない。総合意見といたしまして許可相当である。申請地内 に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はない。現地確認 を大福委員・加納委員・福山家屋調査士・事務局で行いました。以上です。

議長

はい, 只今の説明に質問等ありますか。

(なしの声)

大福委員補足などありますか。

玉 野 委員

はい、申請地は形状的に農業に向いてないので資材置場した方がよろしいかなと思います。

議長

はい,他に質問等ありますか。

(なしの声)

なければ承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(全委員挙手)

	全委員賛成という事で許可します。 では、次に議案第19号20号 農用地利用集積計画(相対)の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので審議 をお願いします。説明をお願いします。
事務局	はい、農用地利用集積計画等集計表でご説明します。基盤法の相対の契約が10件 全て賃貸借で面積が42,769㎡ 公社を通した契約が1件面積が1,350㎡合わせて11件で44,119㎡となっております。以上です。
議長	では,新規の説明をお願いします。5番玉野委員お願いします。
玉野委 員	はい,こちらはみなしの解消です。
議長	はい,6番徳永委員お願いいたします。
徳永委 員	これもみなしの解消です。
議長	はい,7番伊地知委員お願いいたします。
伊地知 委	耕作者変更になります。
議長	はい、8番山田委員お願いします。
山田委 員	こちらもみなしの解消です。
議長	はい、9番大福委員お願いします。
大福委 員	はい,9番と10番はみなしの解消になります。
議長	はい、今の説明に質問等ありますか。 (なしの声) なければ承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いしま す。 (全委員挙手) 全委員賛成という事で許可します。 それでは議案第21号 農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実践要領第9に基づくあっせんの申し出があったので、別紙の通り提出する。併せて、あっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。

事務局	はい、それでは説明致します。16ページ売りのあっ旋が1件が出ております。土地の所在が大字西原免座納 〇〇 畑 4,767㎡ 国頭字にお住まいの〇〇さん 希望価格が〇〇万円です。 続きまして18ページ借りたいのあっ旋申し出です。整理番号1番土地の所在が国頭・西原・喜美留畑 5,000㎡ 大字国頭にお住いの〇〇さん 価格は相場となっております。〇〇さんには認定農業者になるよう伝えてあります。整理番号2番土地の所在が国頭 畑 5,000㎡ 国頭の有限会社〇〇から出ております。希望価格は相場という事です。有限会社〇〇は認定農業者で名簿登録があります。続きまして19ページ 買いのあっ旋が1件出ております。土地の所在が皆川窪田〇〇と〇〇合計面積が1,005㎡ 申し出者が株式会社〇〇から出ております。全面積で〇〇万円希望であります。株式会社〇〇は認定農業者で名簿登録があります。以上です。
議長	はい、16ページに戻ります。売りのあっ旋、あっせん委員が久富委員と 今井委員でいきます。あっせん価格はどうですか。
盛田委員	すいません。ここの畑を前借りてたんですが基盤整備済となってますが 基盤整備無で、畑かんもないです。メリットは畑が大きいところくらいで 石も入ってるのであまりいい畑ではありません。それとあっせん価格はち ゃんと○○万円からになります。と、決めて○○さんにお伝えしたほうが よろしいのかなと思います。
議長	はい、それでは久富委員どうでしょうか。
久富委 員	○○万円からではないかなと思います。
今井委 員	私も〇〇万円からだと思います。
議長	それでは、〇〇万円からでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手) 全委員賛成という事で許可します。 それでは18ページ借りのあっせんにいきたいと思います。 整理番号1番のあっせん委員は国頭・西原・喜美留の3名でお願いします。整理番号2番のあっせん委員は国頭の3名でお願いします。
今 井 委	1番の○○さんなんですが、畑を借りたい場合はあっせんを出してくださいと話をしたのは私なんですが認定農業者じゃないとあっせんをかけることができないという話を聞いたので○○さんに認定農業者じゃないとあっせんをかけることができないです。とお話しをしました。それで、○○

	さんは週末に与論から沖永良部に帰ってきて畑をしてる農家さんなのでこれから認定農業者の申請を出して認定農業者になった場合そういう方でもあっせんできるのかなと思っているところです。
事務局	できると思いますが経済課の方で認定農業者を申請してとおるかですね。
議長	では,こちらは保留にして説明を○○さんにもしてください。 19ページにいきたいと思います。あっせん委員を徳永委員お願いします。
徳 永 委 員	全面積で〇〇万円は少し安いんじゃないかなと思います。 〇〇万円がいいと思います。
議長	では,あっせん価格は〇〇万円からであっせん委員を徳永委員と重村委員でお願いします。よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手)
	では、議案第22号 農地移動適正化あっ旋事業に基づき譲受け候補者名簿 お見直しについて 農地移動適正化あっ旋事業実践要領第4に(2)に基づきあっせん譲受け
	候補者名簿の修正および追加の申し出があったので別紙のとおり見直しに ついて審議を求める。説明をお願いします。
事務局	はい,こちら仁志字の候補者名簿ですが追加で10番から12番追加しております。10番の〇〇さんは〇〇さんの息子さんで一緒に農業をされてて株式会社〇〇の組合員になってます。12番の〇〇さんは定職して現在認定農業者の申請をされているそうです。
議長	はい、只今の説明に質問等ありますか。 (なしの声) では、議案第23号 営農計画書を受理したので別紙のとおり提出する。説 明をお願いします。
事務局	それでは、説明を致します。喜美留にお住まいの〇〇さんが農業をしたいという事で、元々〇〇さんは沖永良部出身ではなく同居してる〇〇さんという方が喜美留出身で〇〇さんの土地を借りながら規模拡大をしたいというのと新規認定就農者の申請を出す予定で、JAに農家登録をしたいとのことです。今回営農計画書を出したのは、農地台帳を作成する為です。

議長	はい、農地台帳作成の為の営農計画書だそうです。
	伊地知委員何かありますか。
伊地知 委	いえ,特に何もありません。
議長	はい,それでは承認をしてよろしいでしょうか。
	よろしければ挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
	全委員賛成という事で許可します。
	それでは合意解約,相続,時効取得の報告をお願いします。
事務局	はい、合意解約が1件から14件まであります。
	1件から2件が自作地とする為です。3件から9件が耕作者変更です。
	 10件から11件,14件が公社に乗せ替えです。12件から13件が所有権移転に
	 なります。続きまして、農地法第3条の相続になります。和字 竿津 ○
	○ 畑 2,864㎡他4筆 合計面積が11,749㎡ 被相続人が○○さん 権
	 利を取得した者は福岡県にお住いの〇〇さん あっ旋の希望は有りという
	事でした。今回の総会にもあがってきたのですが全畑を当分の間は貸すと
	の事でした。契約が切れ次第売るか考えるという意向です。続きまして,
	29ページ時効取得になります。場所が手々知名字乙上原〇〇 畑 1,395
	㎡ 権利者が手々知名にお住いの○○さん 義務者が茨城県にお住いの○
	○さんです。○○さんは○○さんのお兄さんになります。
	○○さんは農業しており経営面積1町ほどあるとのことで問題はないと思
	われます。報告は以上です。
	WO A C C C C C C C C C C C C C C C C C C
議長	はい、只今の説明に質問等ありますか。
1100 200	(なしの声)
	、
	す。
	(全委員挙手)
	(主要員事子) 全委員賛成という事で許可します。
	上安貞貞成という事で引うしよす。 以上を持ちまして,本日の総会を終了致します。お疲れ様でした。
	のエとN りょして,や日v/心古でが 1 双 しょ y 。 40 版 40 1 x C し た。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和4年6月23	3 日
----------	-----

会	長			
署名	委員			
署名	委員			